

2023年度 伊丹市保育料軽減制度のご案内

対象

【子どもの要件】

次の要件を満たす子どもの保育料が対象です。

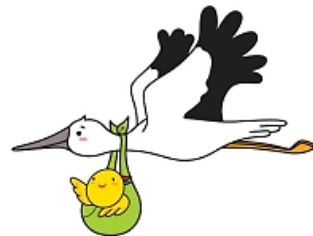
- ・伊丹市内に住所があり、令和5年4月1日時点で2歳以下
(令和2(2020)年4月2日以降の生まれ)

- ・市町から保育認定を受け、保育所等の対象施設・事業を利用している

※1 国の規定に基づき、複数の子どもがいること、または、ひとり親世帯等に該当することによる優遇措置を受けている場合は対象外です。

(例：保育料が、きょうだいで利用する場合の最年長の子どもから順に2人目は1人目の半額、3人目以降は無料等)

※2 幼児教育・保育無償化の対象となっている子どもについては対象外



【世帯の要件】 注)一部税額控除適用前の市町民税所得割額

世帯合計の市町民税所得割額が次の額未満の世帯が対象となります。

- ・第1子：57,700円未満
- ・第2子以降：155,500円未満 (ひとり親世帯等は、169,000円未満)

※1 4月～8月は令和4年度、9月～3月は令和5年度の市(町)民税所得割額で判定します。

※2 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町の長が認めた世帯です。

※3 住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化の対象となっているため対象外です。

対象期間

令和5年4月から令和6年3月まで

補助額

月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を上限に補助します。

ただし、保育料の1/2と比較し、低い額を限度額とします。

【補助基準額】

- ・第1子：10,000円
- ・第2子以降：15,000円

※1 保育料が月額5,000円以下の月は補助対象外。(100円未満の端数は切り捨てとなります。)

※2 保育料とは伊丹市が条例、規則等により決定するものです。給食費や通園バス代等、各園が独自に徴収するものについては対象になりませんのでご了承下さい。

<月額軽減補助額の計算>

①月額保育料-5,000円 ②補助基準額 ③月額保育料の1/2 を比較し、最も低い額×対象月数を補助します。

申請手続き

補助の要件を満たし、本事業の申請をされる方は、以下の書類を作成し、

令和6年1月31日(水)までに利用施設へ提出してください。

【申請に必要な書類】

◎伊丹市保育料軽減補助金申請書兼請求書(各施設にあります)

※留学等で兄弟が世帯と別に居住している場合は、申請書裏面の申立書まで記入してください。

◎世帯の状況が確認できる添付書類(2・3号認定子どもで、申請書の「世帯状況の確認事項および必要書類」の欄①～④に該当のある世帯のみ、申請書に付した書類を添付)

【申請に関するお問い合わせ】

伊丹市教育委員会事務局教育保育課
☎072-784-8035

【制度に関すること】

兵庫県福祉部こども政策課

☎078-341-7711(内線2870) (受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:30)

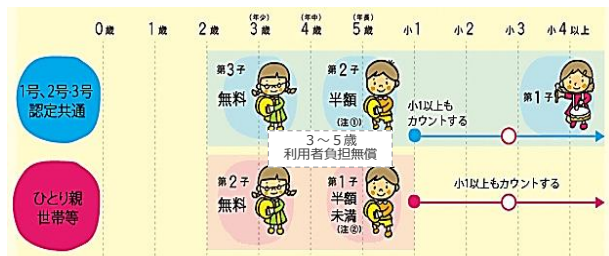
補助対象チェックリスト

- 子どもが、次の施設を利用している
 - ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業
 - ・ 事業所内保育事業 ・ 企業主導型保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業
- 子どもの年齢は、令和4(2022)年4月1日時点で0～2歳
(誕生日が令和2(2020)年4月2日以降)
- 国の規定に基づき、複数の子どもがいることによる優遇措置(保育料半額、無料)を受けていない

＜きょうだいを利用する場合、最年長の子どもから順に
2人目は半額、3人目以降は無料となります＞



＜年収360万円未満相当の世帯は、軽減措置が拡充されます。＞



- 世帯合計の市町民税所得割額が、次の額未満である(一部税額控除適用前)
 - ・ 第1子 : 57,700円未満
 - ・ 第2子以降: 155,500円未満(ひとり親世帯等は、169,000円未満)
- 月に5,000円を超える保育料を負担している



すべてに当てはまったお子さん・世帯は「伊丹市保育料軽減事業」の対象です。
表面に記載の申請手続きのとおり、申請書等を提出してください。

●市民税所得割額が補助対象になる保育料階層

3～5歳児クラスの子どもと0～2歳児クラスの市民税非課税世帯は無償化の為、補助対象外

市民税所得割額が補助対象となる保育料階層であっても、国の規定に基づき複数の子どもがいることによる優遇措置(半額・無料)を受けている場合は対象外

対象 : 第1子又は第2子の補助対象

対象 : 第2子以降の補助対象

対象外 : 補助対象外

2・3号(保育)認定子ども		保育料 3歳未満	
保育料階層	市民税所得割	ひとり親世帯等	その他
1	生活保護	対象外	
2-1	非課税	対象外	
2-2		対象外	
3-1		対象外	
3-2	均等割のみ	対象外	第1子または第2子以降は補助対象階層
4-1	48,600-50,899		
4-2	50,900-54,699		
4-3	54,700-57,699		
	57,700-77,100	第2子以降は補助対象階層	第2子以降は補助対象階層
	77,101-96,999		
5-1	97,000-108,399		
5-2	108,400-155,499	対象外	対象外
	155,500-168,999		
6-1	169,000-190,299		
6-2	190,300-300,999		
7-1	301,000-338,999	対象外	対象外
7-2	339,000-396,999		
8	397,000以上		

補助金交付スケジュール

1月31日
申請〆切

2・3月中
書類審査

4月上旬

3月分保育料
の収納確認

4月中旬～5月中旬

- ・ 市と県の間で補助額の報告と決定
- ・ 申請者に決定通知を交付
- ・ 口座振替or窓口払いにて交付